

主 文

労働基準監督署長が、平成29年5月31日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成26年5月2日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、当初は会社C店にアルバイトとして、同年6月22日から正社員となり、同年8月19日以降、会社D店で勤務（当初はオープニングスタッフとして、同年9月5日から正式に配属された。）し、主に調理を担当しながら、接客、会計、商品の発注及び在庫管理をしていた。
- 2 請求人は、平成26年12月6日午後2時50分頃発症した左片麻痺・構音障害のため救急搬送され、E医療機関において「脳梗塞」、「慢性心不全」と診断された。療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付の各申請書には、「出勤時、店舗裏の駐輪場で、倒れていたところを同僚の従業員が発見」等と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年8月31日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、F医師は、平成28年10月31日付け意見書において、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断し、発症時期は平成26年12月6日と述べており、本件疾病の発症経緯等からみて、同医師の意見は妥当であり、是認することができる。

(2) 請求人は、シフト時刻よりも早く出勤することがあったことや休憩時間はほとんど取れていなかったと主張しているので、以下検討する。

ア 会社では各店舗に設置されたパソコンの指紋認証システムによって従業員の出勤時刻を管理しているところ、原処分庁は、出勤時刻については、予定されたシフト時刻よりも1時間以上前に認証が行われた場合には当該打刻時刻を始業時刻と認めるものの、1時間未満の場合にはシフトに予定された時間をもって始業時刻であると認定している。この点、会社関係者から、請求人が出勤後業務以外のことを行っていたという具体的な申述等はなく、また、業務内容及びその繁閑の状況に鑑みると、指紋認証による打刻時刻からシフト時刻までの時間については、準備作業等何らかの業務に従事していたとみることが相当であり、1時間未満については労働時間とみなさないとする取扱いは妥当性を欠くものである。なお、請求人は、店長が出勤しない日については、さらに早い時刻に出勤していたとの主張もしているが、Gエリアマネージャーは、要旨、管理システムに登録しないで働くことはないと述べており、合理的にみて、同主張のような状況にはなかったと判断する。

イ 請求人は、休憩時間について、休憩が取得できない場合にも会社の指導に

反していないように見せかけるため、適当に打刻していたものであり、実際に取得した時間は、せいぜい5分ないし10分程度であったと述べている。これに対し、原処分庁は、管理システムに休憩として打刻されている時間をもって休憩時間であるとしている。

この点、管理システムに休憩として打刻されている時間をもって休憩時間とみなすことが原則ではあるが、本件においては、以下のとおりその取扱いの妥当性が疑われる状況が認められる。

すなわち、休憩の取得について、Gエリアマネージャーは、要旨、「店長が休憩に入るよう声をかけていたと思う。休憩が一切取れないという環境ではない。」と述べているが、H課長は、要旨、「アルバイトの休憩時間について管理システムに登録しない状況が横行していた。店長が便宜を図ったり、指導を行っていなかった実態もあった。」と述べており、会社として休憩の取得が徹底されていたとはいえない。

また、請求人が打刻している休憩取得の状況を精査すると、取得時間について極端に短いものや長いものがあるなど、休憩時間の打刻の正確性が疑われる記録が散見される。

さらに、D店元店長Iは、要旨、「当時、会社は、社員に直接には言いませんでしたが、休憩が取れなくても休憩を取ったことにしなさいと我々に思わせる感じがあったのは確かである。請求人の所定の休憩時間は、1勤務当たり1時間だったが、所定休憩時間どおり取得できていたかと言うと怪しい。出勤してすぐの休憩は打刻どおり取れていない日がある。」と述べ、また、D店元アルバイトJも、要旨、「請求人が休憩に入る打刻をしてもそのまま働き続けてしまうという可能性はあった。当時は休憩を取らないと減給されるといったような会社のルールがあったので、そのルールとの関係から実際としては休憩を取れない状況でありながら、休憩を取ったように形だけ打刻したという可能性は考えられる。」と述べており、こうした会社関係者の申述に鑑みると、請求人は、実際には打刻した休憩時間どおりの休憩が取得できていなかったと判断する。

以上の状況に鑑みると、管理システムに打刻された時間をもって、請求人の休憩時間であるとみなすことは妥当ではない。

そこで、請求人が取得していたと推認される1勤務当たりの休憩時間につ

いて検討すると、請求人はせいぜい5分ないし10分程度であったと主張するが、I元店長は「請求人が主張するような5分ないし10分程度しか取得できなかった日が沢山あったことはなかったはずである。」と申述している。このことを踏まえれば、請求人の主張どおり5分ないし10分程度しか休憩時間を取得できていなかったものと推認することは適当ではないが、請求人の主張を含め、諸般の事情を総合的に考慮すれば、1勤務当たり多くても30分程度しか休憩時間を取得できていなかったものと推認するのが妥当である。

ウ 上記の算定方法によって請求人の労働時間を集計したところ、別紙2（略）の労働時間集計表のとおりとなる。

なお、平成26年8月20日及び同年10月22日については、請求人が店舗以外で1日研修等に参加していることから、管理システムに入力した時間により集計した。

(3) 労働時間集計表（別紙2）（略）によると、本件疾病発症前おおむね6か月の時間外労働時間については、次表のとおり、発症前1か月は72時間02分であるが、発症前4か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は80時間を超えていたと認められる。

	時間外労働時間	発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間
発症前1か月	72時間02分	
発症前2か月	85時間55分	78時間59分
発症前3か月	77時間51分	78時間36分
発症前4か月	95時間31分	82時間50分
発症前5か月	83時間58分	83時間04分
発症前6か月	78時間52分	82時間22分

(4) 請求人の健康状態については、次のとおりである。

ア 平成26年11月20日の健康診断結果において、胸部X線において有所見、医師の診断「心不全疑い、高脂血症」、医師の意見「CTR拡大注意」と記載されている。

イ そこで、K医療機関に対し、審理のための処分を行い、請求人に係る診療録等の提出を徴し精査したところ、請求人は、同医院において、平成24年8月23日から平成26年1月23日までの期間、「脳梗塞（主）、高血圧」等の傷病名により療養していたが、血圧の推移をみても、高血圧の増悪は認められない。

ウ L医師は、平成28年10月31日付け意見書において、要旨、「本件疾病の原因は、慢性心不全により心室内の血流うっ滞が起こり、血栓が形成され脳に飛散したことによる血栓塞栓性脳梗塞であるが、虚血性心疾患の関与は心臓カテーテル検査で否定されており、加齢、生活習慣病の関与はないものとする。」と述べている。

(5) 以上を総合的に判断すると、本件疾病の発症に寄与したと認められる既往症ないし基礎疾患があったとは認められず、請求人は、本件疾病発症前おおむね6か月間において、発症前4か月間ないし6か月間に1か月当たり平均80時間を超える時間外労働を行っていたと認められることから、請求人の本件疾病は、業務による過重な負荷により自然経過を超えて増悪したものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであり、療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しないとした本件処分は失当であるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日